



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第24号 2020年6月16日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201  
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

## 雇用調整助成金上限1万5000円に引き上げ さかのぼって休業手当増額も可能、再交渉を

6月12日に第二次補正予算が成立したため、この予算で対処される雇用調整助成金の上限引き上げが確定しました。これまでは労働者1人当たり1日8330円だった上限が1万5000円になります。また緊急対応期間は9月30日まで延長され、中小企業への助成率は100%になります。引き上げを要求してきた労働組合、野党の声が反映されたものです。

上限引き上げは、さかのぼって適用になりますから、すでに支給した休業手当を見直して増額し、追加で支給した場合にも支払われます（追加の支給手続きが必要）。これまで、上限を超えないように休業手当の支給率を抑えていた場合は、会社と再交渉して支給率を引き上げて支給させ、会社に追加手続きをさせることが必要です。増額分は国から雇調金で支払われ、会社の持ち出し分が増えるわけではないので、必ず見直しましょう。

### 上限引き上げの内容

【厚労省のリーフレット（6月12日付より）】

雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます

- 受給額の上限を引き上げます（1人あたり日額8,330円⇒15,000円） 企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用
- 解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を10/10(100%)に拡充します
  - ・令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です
  - ・すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます
- 追加支給について
  - ・支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方
  - 追加支給の手続きは「不要」です
  - 差額（追加支給分）も含めて支給します

- ・ **すでに支給決定された事業主の方**  
追加支給の手続きは「不要」です  
すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給します
- ・ **支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方**  
追加支給の手続きが「必要」です  
令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください。  
「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」  
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」  
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

### 【厚労省 6月12日付特例措置に関する雇用調整助成金FAQより】

問1 令和2年6月12日付けの特例措置の主な内容を教えてください。

答 ○ 令和2年6月12日付けの特例措置では、新型コロナウイルス感染症の影響により休業等を実施する事業主を支援するため、令和2年4月1日から令和2年9月30日に行われる休業及び教育訓練について、雇用調整助成金の1人1日当たり助成額の上限を8,330円から15,000円まで特例的に引き上げます。また、解雇等を行わない（※1）中小企業の助成率を10/10に引き上げ（※2）、緊急対応期間を9月末まで延長することとしています。

※1 以下、①～③に該当せず、④を満たすことを指します。

- ①事業主に直接雇用される期間の定めのない労働契約を締結する労働者の場合、事業主都合による解雇により離職をさせること
- ②事業主に直接雇用される期間の定めのある労働契約を締結する労働者の場合、解雇と見なされる労働者の雇止め、事業主都合による中途契約解除となる離職をさせること
- ③対象事業主の事業所に役務の提供を行っている派遣労働者の場合、契約期間満了前の事業主都合による契約解除を行うこと
- ④雇用されている労働者（雇用保険未加入者を含む）及び派遣労働者の数が、令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上であること

なお、①～③については、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます。

※2 これまで解雇等を行わない中小企業の助成率は9/10（ただし、①休業等要請を受けた中小企業が一定の要件を満たす場合の助成率、②賃金の60%を超えて休業手当を支給する部分に係る助成率は10/10）

問7 令和2年6月12日以前に雇用調整助成金を申請し、既に支給決定を受けています。令和2年6月12日付けの特例措置による上限額の引き上げ又は中小企業の助成率の拡充あるいはその両方により、差額（追加支給分）が見込まれる場合、手続きは必要でしょうか。

答 ○ 手続きは不要です。都道府県労働局・ハローワークで算定しなおし、既に支給した額との差額（追加支給分）を後日支給いたします。

問10 上限額が引き上がったため、既に雇用調整助成金の支給を受けた休業について、遡って労働者に休業手当を増額して支払った場合に、その追加で支払った休業手当について、再度支給申請することはできますか。

答 ○ 令和2年9月30日までは、遡って休業等協定を締結し、休業手当を見直して（増額して）支払った場合は、再度申請していただくことは可能です。専用の様式がありますので、厚労省ホームページからダウンロードいただくとともに必要書類を添付して、管轄の労働局・ハローワークに提出（※）をお願いいたします。

（※）提出書類は以下のとおりです。

- ・再申請書（様式）
- ・支給要件確認申立書（様式）
- ・支給決定通知書の写し
- ・増額した休業手当・賃金の額がわかる書類
- ・休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）

---

## 労働者が申請する休業支援金を新設

第二次補正予算では、会社から休業手当が支給されない労働者に、労働者の申請により支給される「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」の創設が盛り込まれました。まだ詳細が厚労省から公表されていませんが、制度の枠組みは以下のとおりです。

### ●対象者

令和2年4月1日から9月30日までに新型コロナで休業中の賃金が支給されなかった中小企業の雇用保険の被保険者

雇用保険の被保険者でない従業員には、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に準じた特別の給付金が（予算の範囲内で）支給される

### ●支給日数

休業期間から、勤務した日や育児休業等の休業ではない日を除いた日数

### ●支給日額と上限額

休業前の6か月のうち、いずれか3か月に支給された賃金総額を90で割って算出された額（賃金日額）の80%。上限額は11,000円。

### ●手続き方法

支援金を受給するときには適用事業所の都道府県労働局長（ハローワーク）に支給された賃金等の情報やその他の資料を提出する。この手続きは事業主が行うこともできる。